



固体イオニクス学会事務局

〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1

東北大学多元物質科学研究所 水崎研究室内

Tel: 022-217-5341

Fax: 022-217-5343

Web: <http://res.tagen.tohoku.ac.jp/~ssij/>

2006年12月11日

特許法第30条の学術団体の指定について

昨今の知的財産権保護の観点から、学会活動による新規性の喪失がないよう、固体イオニクス学会においても特許法第30条に基づく学術団体の指定を申請しておりましたが、2006年8月16日付で特許庁より学術団体指定をいただきましたので、ここにご連絡申し上げます。

これにより特許出願前に当学会が開催する研究集会等(主催、共催に限る)で研究成果を発表した場合でも、6ヶ月以内の出願であれば、発明の新規性喪失の例外の措置を受けることができます。

特許法第30条の適用のための証明書を希望する場合には、学会事務局までご連絡ください。ただし、特許法第30条は例外措置であり、あくまで本人によって出願前に発表された内容等が、公知例として拒絶の理由とされないという効果を持つにすぎません。特に利用に当たっては下記の点に注意して下さい。

1. 本人の出願前に他人の出願があった場合には特許の取得はできません。
2. 同様の例外規定がない欧州特許庁をはじめとした国・機関への特許出願においては、本人の研究発表により新規性を喪失していると扱われます。

このため、権利を適切に確保するには、発表の前にまず出願をすることが望ましいと思われます。

詳しくは、特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>)の“制度紹介 よくある質問 特許法第30条(新規性喪失の例外)の適用について”をご覧ください。

固体イオニクス学会長 水崎 純一郎